

鳴門市における総合事業の訪問型サービスの概要

基準	従前の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA1 (従前サービス緩和型・現事業者移行)	③ 訪問型サービスA2 (生活援助型・シルバー・多様な主体)	④ 訪問型サービスB (住民主体による)	⑤ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	有資格者(訪問介護員)による身体介護(排泄、入浴、食事、着替え、移動等生活動作の介助等)、生活援助	主に生活援助等(調理、掃除・ゴミ出し、洗濯、寝具干し等、買い物、薬局での薬の受取等の各支援)、身体介護有資格者によるものとし、生活援助等の場合は資格は問わない	同左(ただし、本格的な身体介助を除く)	当初は未実施 生活支援サポーター研修の実施等により担い手養成を実施	理学療法士、作業療法士等による居宅での相談指導等
対象者・サービス提供の考え方	○身体介助が必須の方 ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要な場合 - 主治医意見書で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb以上の場合(要支援者) - 直接的な身体介助(排泄、入浴、食事、着替え、移動等生活動作の介助等)が必要な方(簡易な清拭等は除く) - 精神疾患等により不安定な状態にあり、随時関わりが必要な場合 ※状態等を踏まえながら、安定したり、特別な支援が不要となれば、多様なサービスの利用を促進	○専門的なサービスが一定程度必要なケース(例) 一部清拭等の簡易な身体介助、または活動時の見守り、入浴時の声かけ等 ※状態等を踏まえつつ、住民主体によるサービスの利用を促進	○買い物、調理、掃除など、一定の研修を受けた市民等に対応可能なケース(例) - 認知機能に問題が少なく、ADL・IADLはほぼ自立 - 腰痛や膝痛、筋力低下のため重いものが持てない、しゃがむ姿勢が困難、長時間の立位が困難等現行相当 - 緩和A以外の要支援相当状態で、少しの手助けと見守りで自立を促せる者 ※状態等を踏まえつつ、住民主体によるサービスの利用を促進 ※柔軟に提供しつつ、ケアマネジメントにより、自立支援に資するサービスを提供		○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース (例) - 日常生活の中でしづらくなっている動作に対する工夫やポイントを助言・指導 - 自宅周辺での歩行確認、散歩コースや自宅での体操の指導等 ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定	(事業者指定)／委託		委託／直接実施
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者(訪問介護事業者、NPO等)	多様な事業主体(シルバー人材センター等)	ボランティア主体	保健・医療の専門職・職能団体
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
介護報酬・単価	従前の予防給付と同様、国保連経由で審査支払1回あたり163単位から287単位各種加算を除く	従前相当サービスの8割	1回 1,500円程度		
利用者負担	1割。一定以上の所得がある人は2割もしくは3割	1割。一定以上の所得がある人は2割もしくは3割	1割。一定以上の所得がある人は2割もしくは3割		利用者負担なし
限度額管理	限度額管理の対象。国保連で管理	限度額管理の対象。国保連で管理	(限度額管理対象)／委託時は直営管理		実施しない
管理者	・常勤1名 ・専従(ただし、支障のない場合、当該事業所の訪問介護員としての職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務との兼務を可とする)	・1人(非常勤も可) ・兼務可			
従事者人数	常勤換算2.5人以上	必要数(サービスが賅える人数)			
従事者資格	①介護福祉士、②介護職員初任者研修等修了者	身体介護に従事する場合のみ現行サービス型の資格要件を適用 従事者であれば可 ※ただし、身体介護を行う場合には、現行相当サービス同様の資格を有する必要がある	不要(ただし、市が認める研修等を修了すること)		
サービス提供責任者の資格	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上資格要件:①介護福祉士、②実務者研修修了者		不要(ただし、市が認める研修等を修了すること)		
設備	サービス提供に必要な設備・備品の設置、	事業運営に必要な専用の区画	事業の運営に必要な広さを有する区画		
個別サービス計画等サービスの提供拒否	必要(重要事項の説明・同意も同様)	必要に応じて作成	不要		
資格・認定の有無等の確認	禁止				
心身状況等の把握	被保険者資格、事業対象者・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間の確認				
サービス提供の記録	サービス担当者会議等を通じた心身状況等の把握が必要		見守り程度の把握で足りる		
利用料等の受領	必要				
利用者に関する市への通知等	不正な保険給付等に関する市町村への通知・緊急時における主治医への連絡等の対応が必要				
運営規程の制定	必要				
介護等の総合的な提供	必要		身体介助を除き必要		
その他の順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、設備・備品についての衛生管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、苦情処理、市町村が実施する事業への協力、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備				
安全配慮	保険加入の義務				
利用者のモニタリング	1か月1回	3か月1回	不要		

※ 現行相当サービスの運営基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」を準用するものとする。